

任意後見監督人選任の申立てをされる方へ

福岡家庭裁判所

第1 任意後見制度の概要

任意後見制度とは、本人があらかじめ公正証書で結んだ任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。任意後見人には同意権、取消権はなく、代理権のみが与えられています。

第2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、本人（任意後見契約の本人）、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

四親等内の親族とは、主に次の人たちになります。

- (1) 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- (2) 兄弟姉妹、甥、姪
- (3) おじ、おば、いとこ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹

第3 申立て先

本人の住所地（本人が実際に生活している自宅、施設、病院などの住所）を管轄する家庭裁判所です。

注意！

家庭裁判所は、任意後見監督人の選任にあたり、

- ①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ②任意後見受任者及び任意後見監督人候補者の職業・経歴
- ③任意後見受任者、任意後見監督人候補者及び本人との利害関係の有無
- ④本人の意見

等を踏まえて、総合的な判断をします。

そのため、任意後見監督人候補者を推薦される場合、必ずしもそのまま選任されるとは限りません。

家庭裁判所の審理の結果、弁護士、司法書士又は社会福祉士といった第三者専門家を任意後見監督人として選任することがあります。その際、第三者の任意後見監督人に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。第三者の任意後見監督人により、本人の財産が安全かつ適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止された例もあります。第三者の任意後見監督人に対する報酬は、そのために必要な費用であることを是非ご理解ください。

第4 申立てに必要な書類及び費用

1 申立書類

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録、相続財産目録、収支予定表
- 財産関係資料
- 任意後見受任者事情説明書

2 本人についての書類

- 戸籍謄本（写し（コピー）でも可）
- 戸籍附票または住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。写しでも可）
- 後見登記事項証明書（任意後見契約の登記）
- 後見登記されていないことの証明書
（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）
- 任意後見契約証書の写し
- 診断書（成年後見用）
- 本人情報シート写し

3 任意後見受任者についての書類

- 戸籍附票または住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。写しでも可）

4 任意後見監督人候補者についての書類 *推薦される場合には必要です。

- 戸籍附票または住民票（個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。写しでも可）

5 費用

- 収入印紙 800円（裁判所に対する申立手数料）
- 収入印紙1, 400円（登記をする際の手数料）
- 郵便切手2, 650円（内訳 500円×3枚、110円×5枚、50円×10枚、10円×10枚）

*後見登記に関する証明書は、福岡法務局で発行されます。

第5 申立後の手続の進行

1 申立ての際の注意事項について

必要書類等を事前に全て準備していただいた上で、申立書とともに持参するか、あるいは郵送によって申立てを行ってください。

2 資料の追完について

申立ての際に十分な確認ができなかった場合は、後日あらためて家庭裁判所にお越しのいたり、資料の追完をお願いすることがあります。手続の迅速な進行のため、審判に必要な資料を申立人から積極的に提出していただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3 親族への意向照会について

家庭裁判所は、本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要及び任意後見監督人候補者を伝え、これらに関する意向を確認する場合があります。

4 家庭裁判所調査官による調査について

申立人からは、申立てに至る経緯、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について事情をお聴きします。

任意後見受任者からは、申立時に提出していただく「任意後見受任者事情説明書」等に基づいて、任意後見契約に至る経緯、任意後見受任者の適格性に関する事情等を確認いたします。

また、任意後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容について本人の陳述を聴取し、同意の確認をすることが必要となっております。これを本人調査といいます。本人調査は、本人に家庭裁判所にお越しのいたり、担当調査官が本人の入院先等を訪問したりして行います。

第6 任意後見人、任意後見監督人の職務について

1 任意後見人の職務

任意後見受任者は任意後見監督人が選任されると「任意後見人」として職務を行うこととなります。

任意後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、任意後見契約時に結んだ契約内容に基づき、後見事務を行うこととなります。代理行為の内容については、個々の事案ごとに異なりますが、財産管理に関する法律行為と身上保護に関する行為などが挙げられます。

(1) 財産管理に関する法律行為と財産目録の作成

財産管理に関する法律行為とは、例えば、預貯金の管理、払い戻し、不動産などの重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除などが挙げられます。

代理行為の中に、このような財産管理に関する法律行為が含まれる場合、任意後見人は、まず本人名義の財産を調査し、財産目録を作成してください。この財産目録が今後、財産管理を行う上で最低限必須となります。また、作成した財産目録を任意後見監督人に提出してください。

任意後見人は任意後見監督人の求めに応じて財産管理状況等後見事務を報告することとなります。任意後見人は本人の現状や財産及び収支の状況について、日ごろから把握し、領収書や取引に関する書類をきちんと保管する必要があります。

(2) 身上保護に関する法律行為

身上保護に関する法律行為とは、例えば介護契約、施設入所契約、医療契約の締結・解除などが挙げられます。本人の身上保護に関する法律行為を行った場合には、その契約書のコピーなどの控えを取っておいてください。

2 任意後見監督人の職務

任意後見監督人は任意後見人の事務を監督しなければなりません。任意後見人が適正に後見事務を行っているのか、必要に応じてチェックをし、家庭裁判所に定期的に報告を行う必要があります。

任意後見監督人の監督の過程で任意後見人の事務に「不正な行為」「著しい不行跡」などが判明した場合には、任意後見人の解任なども視野に入れてその後の対応を検討しなければなりません。

3 任意後見契約の終了について

任意後見契約が終了するのは次の場合です。

(1) 任意後見契約の解除

任意後見監督人選任前であれば、公証人の認証を受けた書面での契約の解除、任意後見監督人選任後であれば、家庭裁判所の許可が必要です。

(2) 任意後見人の解任

任意後見監督人の監督を通じて任意後見人の不正な行為など任務に適さない

事由が判明した場合には、任意後見監督人等の請求により、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

(3) 法定後見（後見・保佐・補助）の開始

任意後見監督人が選任された後に法定後見開始の審判がされた場合には、任意後見契約は当然終了します。

(4) 当事者（本人・任意後見受任者）の死亡、破産手続開始決定等